

証券コード 8077
2023年1月12日

株 主 各 位

大阪市西区南堀江二丁目7番4号
トルク株式会社
代表取締役社長 檜垣俊行

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、「議決権行使についてのご案内」(4頁) および「インターネット等による議決権行使について」(5頁) に従って、2023年1月26日(木曜日)当社営業時間終了の時(午後6時)までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月27日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪市北区中之島五丁目3番51号
大阪国際会議場(グランキューブ大阪) 12階 特別会議場

3. 目的事項

- 報告事項** 1 第82期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第82期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額等の決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与に関する報酬額等の決定の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬額等の決定の件

以 上

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議決権行使書またはインターネット等による議決権の事前行使をご検討くださいますよう、何卒、宜しく願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.torq.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.torq.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。7頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 株主総会にご出席の場合



日時

2023年1月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

■ 郵送による行使の場合



行使
期限

2023年1月26日（木曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

■ インターネット等による行使の場合



行使
期限

2023年1月26日（木曜日）午後6時入力分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにごアクセスいただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください ➡

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

インターネット等による議決権行使について

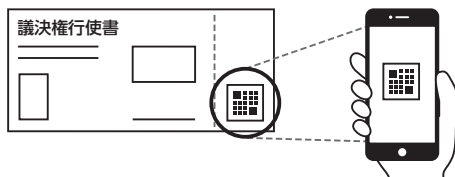
行使期限

2023年1月26日（木曜日）
午後6時入力分まで

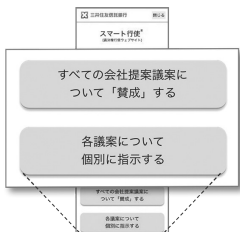
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 1 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

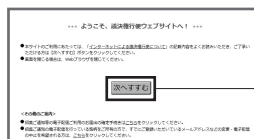
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

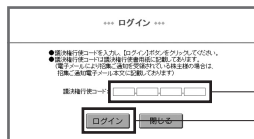
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

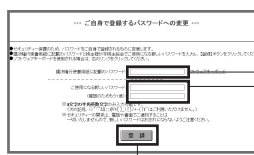
- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル ☎0120-652-031 受付時間：9:00～21:00

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について

(1) 出席のご検討について

ご出席を検討されている株主さまにおかれましては、感染防止および株主さまの安全を確保するため、ご来場を自粛いただくこともご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会への参加方法は、当日ご出席いただく方法のほか、インターネット等による方法、議決権行使書用紙を郵送する方法がございます。詳しくは5頁～6頁をご覧ください。

特に感染症によるリスクが大きいとされるご高齢の方、持病をお持ちの方、および妊娠されている方におかれましては、ご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

(2) 会場内の座席について

会場内の座席の間隔を広く取るため、例年と比較してご用意できる席数を半分程度とさせていただきますなど、例年より縮小した規模での開催とさせていただきます。

(3) 入場時および会場内での対応について

当社役職員はマスクを着用して対応いたします。

ご来場の場合は、以下の感染防止対策につきましてご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

- ・会場内でのマスクの着用
- ・アルコール消毒液による手指の消毒
- ・非接触型体温計による検温

体調がすぐれないとお見受けする場合並びに上記の感染防止対策にご協力いただけない場合は、ご入場をご遠慮させていただくことがございます。

(4) お土産の配布について

接触による感染症のリスクを減らすため、**株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。**

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第82期の期末配当につきましては、当社の業績、経営環境等を勘案するとともに、内部留保にも配慮し、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額74,389,548円

(注) 既にお支払いしております中間配当を含めました当事業年度の年間配当は、1株につき金6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年1月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、定款を変更するものであります。(変更案第15条および附則第1条)

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削 除)</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行通り)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行通り)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行通り)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 (現行通り)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条 (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規則)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p>(報酬等)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第33条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第</u></p>	
<p><u>423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計算</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第31条～第34条 (現行通り)</p> <p>附 則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>2. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。なお、新将命氏は2022年9月2日に逝去により退任いたしました。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職
1	再任 <small>ひ がき とし ゆき</small> 檜垣俊行	代表取締役社長 中島工機株式会社代表取締役社長
2	再任 <small>えのき ほら えい じ ろう</small> 榎原永二郎	常務取締役営業本部長兼大阪支店長 コボックス株式会社代表取締役社長
3	再任 <small>はま なか しげ のぶ</small> 濱中重信	取締役 濱中ナット株式会社会長
4	再任 <small>おか だ ま き</small> 岡田真季	取締役 フィルグリーン株式会社社長執行役員
5	新任 <small>まさ もと たつ ひこ</small> 政元竜彦	株式会社ビジネス・ブレイクスルー取締役副社長

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<small>ひ がき とし ゆき</small> 檜垣俊行 (1971年6月5日生)	2003年1月 新共栄鉄工株式会社（現ポルトワン株式会社）入社 2006年2月 同社代表取締役社長 2009年1月 当社取締役 2010年1月 当社取締役経営企画部長 2011年1月 当社取締役管理本部長 2013年1月 当社常務取締役管理本部長 2014年1月 当社代表取締役社長（現任） 2015年12月 中正機械株式会社代表取締役社長 2017年7月 中島工機株式会社代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】 中島工機株式会社代表取締役社長	541,200株
	【選任理由】	当社グループにおいて経営企画並びに管理部門の要職を歴任し、2014年1月から当社代表取締役社長を務めるなど、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることから、代表取締役社長の職責を担うべく、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	えのき はら えい じ ろう 榎原 永二郎 (1965年10月7日生)	1989年6月 当社入社 2010年8月 コバックス株式会社大阪支店長 2016年1月 同社取締役大阪支店長 2016年11月 同社代表取締役社長 2018年1月 当社取締役 2018年11月 当社取締役営業本部長兼大阪支店長 2018年11月 コバックス株式会社取締役会長 2019年1月 当社常務取締役営業本部長兼大阪支店長(現任) 2020年12月 コバックス株式会社代表取締役社長(現任) 【重要な兼職の状況】コバックス株式会社代表取締役社長	17,000株
【選任理由】 2016年11月より子会社の代表取締役社長を務め、2019年1月より当社常務取締役を務めるなど、当社グループでの企業経営並びに営業部門に関する豊富な経験と見識を有していることから、取締役候補者といいたしました。			
3	はま なか しげ のぶ 濱中 重信 (1950年7月8日生)	1973年4月 当社入社 1977年9月 濱中ナット株式会社入社 1984年5月 濱中ナット販売株式会社代表取締役社長 1985年5月 濱中ナット株式会社代表取締役社長 2008年1月 当社取締役(現任) 2021年10月 濱中ナット株式会社会長(現任) 【重要な兼職の状況】濱中ナット株式会社会長	0株
【選任理由】 2008年1月より当社取締役を務めるとともに、鉄鋼業界において経営者として長年の経験を有するなど、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることから、取締役候補者といいたしました。			
4	おか だ ま き 岡田 真季 (1971年2月6日生)	1993年4月 サントリー株式会社(現 サントリーホールディングス株式会社)入社 2007年11月 岡總株式会社取締役室長 2011年4月 同社取締役副社長 2013年4月 同社代表取締役社長 2015年8月 タイセイ株式会社(現 花LINKS株式会社)取締役 2016年4月 同社取締役社長 2018年4月 同社社長執行役員 2020年1月 当社社外取締役(現任) 2021年6月 フィルグリーン株式会社社長執行役員(現任) 【重要な兼職の状況】フィルグリーン株式会社社長執行役員	1,000株
【選任理由および期待される役割】 当社が関連する業界を含め、複数の企業での企業経営の経験と実績を有しており、実践的な視点から当社の経営に対し適切な意見と助言をいただけると判断し、社外取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	※ まさ もと たつ ひこ 政元竜彦 (1967年3月28日生)	1990年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社 1999年3月 株式会社ビジネス・ブレイクスルー入社 2000年6月 同社取締役 2011年7月 株式会社BBTオンライン代表取締役副社長 2013年10月 株式会社アオバイインターナショナルエデュケイショナルシステムズ取締役(現任) 2016年4月 株式会社BBTオンライン代表取締役社長 BBT ONLINE GLOBAL, INC取締役社長 2020年4月 学校法人東京工芸大学理事(現任) 2021年7月 株式会社ブレンディングジャパン取締役(現任) 2022年6月 株式会社ビジネス・ブレイクスルー取締役副社長 兼副社長執行役員兼リカレント事業本部本部長兼 法人営業本部副本部長(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社ビジネス・ブレイクスルー取締役副社長	0株
【選任理由および期待される役割】 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社から独立した客観的な視点から当社の経営に対し適切な意見と助言をいただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 濱中重信氏は、濱中ナット株式会社の会長であります。また、ナット製造等の技術指導業務を行っている有限会社濱重興産は、濱中ナット株式会社への人員の出向元であり、当社の主要株主であります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 岡田真季氏および政元竜彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、岡田真季氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。また、政元竜彦氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出る予定であります。
5. 岡田真季氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は岡田真季氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、政元竜彦氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職
1	新任 しば た まこと 芝 田 誠	常勤監査役
2	新任 さか もと よし つぐ 坂 本 義 次	社外 独立 監査役
3	新任 ふく だ た いち 福 田 太 一	社外 独立 監査役 ひまわり法律事務所弁護士

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ しば た まこと 芝 田 誠 (1952年10月28日生)	1975年4月 当社入社 2008年5月 当社購買部長 2013年11月 当社国内購買部次長 2014年6月 当社購買部国内購買課次長 2015年1月 当社常勤監査役(現任)	15,300株
	【選任理由】	当社グループにおける営業並びに購買部門での豊富な経験や幅広い見識を有していることに加え、2015年1月より当社常勤監査役を務めるなど、監査に関わる専門的業務に精通していることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	※ さか もと よし つぐ 坂本義次 (1942年11月2日生)	1965年4月 清水建設株式会社入社 1996年6月 同社資金部長 2001年6月 日本道路株式会社常勤監査役 2003年6月 同社取締役常務執行役員経理部長 2007年6月 同社常勤顧問 2009年9月 株式会社桃李顧問 2016年1月 当社社外監査役(現任)	0株
【選任理由および期待される役割】 財務経理部門の責任者としての経験により培ってこられた財務および会計に関する相当程度の知見、並びに建設業界において培ってこられた実務経験と見識を、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行するうえで活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
3	※ ふく だ た いち 福田太一 (1972年3月13日生)	1995年3月 東京大学法学部卒業 1995年4月 メリルリンチ証券会社(現 BofA証券株式会社)入社 1999年5月 ドイツ証券株式会社入社 2011年3月 BNPパリバ証券株式会社入社 2017年3月 広島大学法科大学院修了 2018年9月 司法試験合格 2019年12月 広島弁護士会登録 ひまわり法律事務所入所(現任) 2020年1月 当社社外監査役(現任) 【重要な兼職の状況】ひまわり法律事務所弁護士	0株
【選任理由および期待される役割】 弁護士資格を有しており、金融機関での勤務経験とあわせ、法律、財務および会計に関する相当程度の知見を、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行するうえで活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 坂本義次氏および福田太一氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、坂本義次氏および福田太一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。
4. 坂本義次氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。また、福田太一氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は坂本義次氏および福田太一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合における法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査等委員である取締役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間といたします。

また、本議案の決議が効力を有する期間は、次回定時株主総会の開始の時までといたします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
もり おか とし ひろ 森岡利浩 (1967年9月18日生)	2002年9月 弁護士登録 2002年9月 牛田法律事務所入所 2006年12月 中之島パーク法律事務所設立弁護士(現任) 【重要な兼職の状況】 中之島パーク法律事務所弁護士	0株
<p>【選任理由および期待される役割】 大阪弁護士会において司法修習委員や刑事弁護委員を担当するなど、弁護士としての豊富な経験を持つとともに、労働紛争や債権回収などに精通するなど、企業法務に関して十分な見識を有することから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森岡利浩氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、森岡利浩氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 森岡利浩氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合における法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を補填することとしております。森岡利浩氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、現在の取締役の報酬限度額の定めにて代え、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の設定についてご承認をお願いするものであります。

現在の取締役の報酬限度額は、1995年1月27日開催の第54回定時株主総会において、年額120百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただき、現在に至っております。

新たな報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数、経済環境、他社水準等を考慮し、年額120百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬を決定するにあたっての「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（37頁に記載）に従い、当該報酬限度額は、経営環境、従業員の給与水準や、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務および人材確保等を勘案しており、当該決定方針と照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る報酬の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額等の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、現在の監査役の報酬限度額の定めにて代え、監査等委員である取締役の報酬限度額の設定についてご承認をお願いするものであります。

現在の監査役の報酬限度額は、2000年1月27日開催の第59回定時株主総会において年額35百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

新たな報酬限度額は、監査等委員である取締役の職務の重要性と昨今の経済事情等諸般の事情を勘案し、年額35百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。当該報酬限度額は、経営環境や他社役員報酬水準等を勘案したものであり、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与に関する報酬額等の決定の件

当社は、2022年1月25日開催の第81回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）の導入につきご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に、業績向上および当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式の募集事項の決議において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年8万株以内（但し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みません。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」といいます。）から当社の取締役の地位から退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

① 対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当社の取締役の

地位から退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」といいます。）の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役の地位から退任した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は当社の取締役会において定めるものとする。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬額等の決定の件

当社は、2022年1月25日開催の第81回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、当該報酬等の額とは別枠で、年額15百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をいただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の

件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、これを廃止したうえで、ストック・オプションとして発行する新株予約権を当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の報酬等として、基本報酬とは別枠で、年額15百万円以内と従前と同様の内容をあらためて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず、株価変動によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的としており、本議案における報酬額の上限、発行される新株予約権の総数その他の議案に基づく対象取締役に新株予約権を割り当てる条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、当社は対象取締役に對して、新株予約権の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき新株予約権を割り当てるものとします。

なお、ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、現在の当社取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権の内容

1. 取締役に對するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,600個を上限とする。ただし、本総会終結の日以後において、上記(1)に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日後に株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合、上記払込みすべき金額の調整を必要とするときは、行使価額をそれぞれ調整する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

添付書類

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が段階的に緩和され、景気は緩やかに回復に向かいました。しかしながら、世界的な原材料価格の上昇や、急速な円安の進行などを理由として、企業経営を取り巻く環境は先行き不透明な状況です。

当社グループが主に関連いたします建設業界におきましては、民間大型案件に一部持ち直しの動きがみられたものの、継続的な回復には至らず、原材料価格の上昇や人手不足などによる工事遅延の影響を受け、依然として厳しい状況が続きました。

このような状況の中で、鋳螺部門におきましては、急速な仕入れ価格の上昇に対応するため、販売価格の改正に取り組みました。また、4月には新物流センター「大正DC」を稼働しました。出荷能力の増強ができた一方で出荷量は減少し、減価償却費の増加が重荷となりました。加えて、物流センターの移転とアイテム拡大に伴い滞留棚卸資産の収益性の低下の有無に係る判断及び簿価切り下げの方法を変更したことで、売上原価に含まれる棚卸資産評価損が減少しました。

コンクリート製品関連金物部門におきましては、設計提案営業を積極的に推進し、風力発電案件や半導体工場建設案件の受注に繋げました。

以上のことから、当社グループの当連結会計年度の売上高は、20,477百万円（前期比6.4%増）となりました。損益面では、営業利益は、419百万円（前期比164.7%増）、経常利益は、709百万円（前期比79.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、532百万円（前期比105.5%増）となりました。

部門別売上高の概況は次のとおりであります。

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
鋳 螺 部 門	16,963 百万円	82.8 %	6.4 %
コンクリート製品関連金物部門	3,513 百万円	17.2 %	6.0 %
合 計	20,477 百万円	100.0 %	6.4 %

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は4,322百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

建物	大正DC建物他	2,054百万円
構築物	大正DC看板他	72百万円
機械装置	自動倉庫他	2,100百万円
ソフトウェア	販売システム開発費用	58百万円

なお、当連結会計年度において、新物流倉庫であります大正DC（大阪市大正区）が完成し、前連結会計年度で建設仮勘定として計上しておりました3,168百万円を建物および機械装置へ振り替えております。

(3) 資金調達の状況

当社は新物流倉庫であります大正DC（大阪市大正区）の建設のために、第80期において、株式会社三井住友銀行を主幹事とする取引金融機関計5社との間で締結しているコミット型シンジケートローン契約を実行し、当連結会計年度で1,702百万円調達しております。また、運転資金として750百万円を調達しております。

(4) 他の会社（外国の会社を含む。）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分 該当する事項はありません。

(5) 対処すべき課題

世界的な原材料価格の上昇や、急速な円安の進行などを受け、当社の取り扱い製品でも大幅に仕入れ価格が上昇しました。国内においては新型コロナウイルス感染症の制限が段階的に緩和されたものの、商品流通量は減少したままです。

長期的に大きな成長が見込めず短期的にも不透明な市場において、市場の変動にかかわらず継続的に成長し、利益を拡大し続けられるように、以下のような課題に対処してまいります。

機動的な販売価格の設定

過去に例を見ない仕入れ価格の上昇が起きており、機動的な価格改定の重要性は急激に増えています。当社では、他社の販売価格ばかりにとられるのではなく、デジタル技術を活用し、仕入れ価格に応じて機動的に販売価格を設定することで、収益性の改善を図ります。

デジタル化による生産性の向上

前期に自社で開発を行ったウェブ受注システムを活用し、受注に関わる事務作業を削減します。また、同システムを通して在庫情報、価格情報、受注商品の進捗状況などを顧客へ提供することで、サービスの向上に努めます。並行して販売促進キャンペーンも実施することで、売上増加にも繋げていきます。

在庫拡大と物流強化

当期に稼働を開始した新物流センターを活用し、在庫の拡大と物流強化を行います。在庫の拡大については、2年間で在庫アイテム数を倍増するとともに、在庫の受発注業務をデジタル化により効率化します。物流強化については、自動化を進めることで少量多品種の出荷に対応しながら、生産性も向上します。また、商品引き取りの待ち時間削減、24時間対応など、顧客ニーズにも対応してまいります。

提携による事業領域の拡大

成熟市場において成長を加速するために、隣接する業界を中心に、提携を通して新市場への参入を行います。業務提携にとどまらず事業提携や資本提携を含めた大胆なアプローチを試みます。

成熟企業から成長企業への変革

以上のような施策を通して、成熟企業から事業を継続的に拡大する成長企業に変化を遂げ、プライム市場にふさわしい鋳螺業界を代表するリーダー企業になります。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 79 期 (2019年10月期)	第 80 期 (2020年10月期)	第 81 期 (2021年10月期)	第 82 期 (当連結会計年度)
売 上 高	22,050 百万円	18,950 百万円	19,252 百万円	20,477 百万円
営業利益または営業損失 (△)	432 百万円	△57 百万円	158 百万円	419 百万円
経 常 利 益	662 百万円	18 百万円	395 百万円	709 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益または 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	469 百万円	△132 百万円	258 百万円	532 百万円
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失 (△)	18.45 円	△5.28 円	10.46 円	21.48 円
総 資 産	25,938 百万円	24,299 百万円	28,439 百万円	31,120 百万円
純 資 産	11,632 百万円	10,607 百万円	10,615 百万円	11,036 百万円
1株当たり純資産額	460.72 円	428.51 円	428.85 円	444.95 円

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第82期(当連結会計年度)の期首から適用しており、第82期(当連結会計年度)に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 第82期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりでございます。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
コバックス株式会社	10 百万円	100.0 %	土木および建設資材の販売
中正機械株式会社	9 百万円	100.0 %	機械工具等の販売
株式会社オーワハガネ工業	10 百万円	100.0 %	ボルト、ナットの卸販売
中島工機株式会社	40 百万円	100.0 %	鋳螺、機械工具等の販売

(8) 主要な事業内容

当社グループは、鋳螺、ファスニング製品等の国内販売および輸出入を主要業務とするほか、コンクリート製品関連金物、機械工具等の国内販売を行っております。

主たる取扱商品

鋳 螺 部 門	ボルト、ナット、ワッシャー、ターンバックル、ワイヤー付属品、小ネジ、鋳螺用鋼材、その他機械工具
コンクリート製品 関連金物部門	コンクリート二次製品用金物、PCファスナー商品、鉄筋継手工法、コンクリートアンカー類、その他建材商品・機械工具

(9) 主要な拠点等

区 分	名 称 お よ び 所 在 地
当 社	本 社 大 阪 市 西 区
	大 阪 支 店 大 阪 市 西 区
	札 幌 支 店 札 幌 市 東 区
	東 北 支 店 宮 城 県 岩 沼 市
	北 関 東 支 店 栃 木 県 佐 野 市
	東 京 支 店 千 葉 県 浦 安 市
	名 古 屋 支 店 愛 知 県 清 須 市
	山 陽 支 店 岡 山 県 倉 敷 市
	九 州 支 店 福 岡 市 東 区
大 正 D C 大 阪 市 大 正 区	
子 会 社	コボックス株式会社 大 阪 市 西 区
	中正機械株式会社 大 阪 市 西 区
	株式会社オーワハガネ工業 大 阪 市 港 区
	中島工機株式会社 東 京 都 荒 川 区

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
261名	23名減

(注) 従業員数は、就業人員であります。なお、嘱託社員15名および臨時従業員（派遣社員、パートタイマー等）87名などを含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
191名	16名減	36.6歳	12.3年

(注) 従業員数は、就業人員であります。なお、嘱託社員7名および臨時従業員（派遣社員、パートタイマー等）64名などを含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,633百万円
株式会社りそな銀行	2,509百万円
株式会社みずほ銀行	2,449百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,446百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,266百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 45,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 28,007,448株 (自己株式3,210,932株を含む)
 (3) 株主数 4,483名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社濱重興産	5,640千株	22.7%
岡部株式会社	3,493千株	14.1%
日本ナット株式会社	1,139千株	4.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	903千株	3.6%
サンコー株式会社	586千株	2.4%
日亜鋼業株式会社	557千株	2.2%
檜垣俊行	541千株	2.2%
テックモ株式会社	384千株	1.5%
明治安田生命保険相互会社	300千株	1.2%
株式会社三井住友銀行	280千株	1.1%

(注) 持株比率は自己株式(3,210,932株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は2022年1月25日開催の第81回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は年額30百万円以内とし、この払込みにより交付される当社の普通株式の総数は年8万株以内としております。

当事業年度中に交付した譲渡制限付株式報酬の内容は次のとおりであります。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く。）	42,300 株	2 名
社外取締役	-	-
監査役	-	-

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	トルク株式会社 2021年度新株予約権	
新株予約権の発行決議日	2022年1月25日	
新株予約権の総数	1,600個	
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 160,000株（新株予約権1個につき 100株）	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 21,600円（1株当たり 216円）	
新株予約権の権利行使期間	2024年1月26日から2032年1月25日まで	
新株予約権の行使条件	（注）1	
新株予約権の取得条項	（注）2	
役員の保有状況 （（注）3）	取締役 （社外取締役を除く。）	新株予約権の数： 1,600個 目的である株式の数： 160,000株 保有者数： 2名

- (注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
2. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使条件の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 社外取締役および監査役は、新株予約権を有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年10月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	檜 垣 俊 行	中島工機株式会社 代表取締役社長
常務取締役	榎 原 永 二 郎	営業本部長兼大阪支店長 コボックス株式会社 代表取締役社長
取締役	濱 中 重 信	濱中ナット株式会社 会長
取締役	岡 田 真 季	フィルグリーン株式会社 社長執行役員
常勤監査役	芝 田 誠	
監査役	坂 本 義 次	
監査役	福 田 太 一	ひまわり法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役のうち岡田真季氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち坂本義次氏および福田太一氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 新将命氏は、2022年9月2日に逝去により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、株式会社国際ビジネスブレイン 代表取締役社長でありました。
4. 監査役 坂本義次氏は、財務経理部門の責任者を歴任しており、また、監査役 福田太一氏は、金融機関における長年の経験があり、両氏とも、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 岡田真季氏および監査役 坂本義次氏、福田太一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

ア.取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

イ.固定報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例報酬である基本報酬と賞与とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長檜垣俊行が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において代表取締役社長が役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 非金銭報酬等の内容

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社株式を保有させることで当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）を導入しており、業績の達成度などを考慮し、報酬額を算定しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」の「(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

また、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、取締役の中長期的な業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、株価上昇によるメリットのみならず、株価変動によるリスクまでもより一層株主の皆様と共有することを目的として、ストック・オプション制度を導入しており、当該取締役に対して新株予約権を付与しております。

当該ストック・オプションの内容およびその付与状況は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(うち 社外取締役)	78 (8)	68 (8)	- (-)	9 (-)	5 (2)
監査役(うち 社外監査役)	12 (5)	12 (5)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 上表には、2022年9月2日に逝去により退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 固定報酬の額には賞与として取締役5名に対し580万円(うち社外取締役に20万円)、監査役3名に対し40万円(うち社外監査役に20万円)を含んでおります。
4. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 取締役の金銭報酬の額は、1995年1月27日開催の第54回定時株主総会において、報酬限度額を年額120百万円以内と決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名であります。
- また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2022年1月25日開催の第81回定時株主総会において、いずれも取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額30百万円以内、株式の上限を年8万株以内と決議しているほか、ストック・オプション報酬額として、年額15百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名であります。
- 監査役の金銭報酬の額は、2000年1月27日開催の第59回定時株主総会において、報酬限度額を年額35百万円以内と決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低限度額としております。また、2022年9月2日をもって退任いたしました社外取締役新将命氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、役員等の職務の適正性が損なわれないための措置として、被保険者の故意、犯罪行為、違法な利益供与等による損害賠償請求に対しては、補填の対象とされない旨の免責条項が付されております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社の全ての取締役並びに当社の全ての監査役であり、また、当社が負う保険料全額のうち、株主代表訴訟に関する担保特約部分相当分を当該役員の自己負担(10.0%)としております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
(2022年10月31日現在)

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	岡田 真季	フィルグリーン株式会社 社長執行役員	記載すべき特別な関係はありません。
監査役	坂本 義次	—	—
監査役	福田 太一	ひまわり法律事務所 弁護士	記載すべき特別な関係はありません。

(注) 取締役 新将命氏は、2022年9月2日に逝去により退任いたしました。なお、退任時、同氏は株式会社国際ビジネスブレイン 代表取締役社長でありましたが、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度の主な活動状況
取締役	新 将命	当事業年度において2022年9月2日に退任されるまでの間に開催された取締役会10回中8回に出席(出席率80%)し、社外取締役としての立場および専門・経験を踏まえた発言および経営等の助言がありました。
取締役	岡田 真季	当事業年度に開催された取締役会12回中11回に出席(出席率91.7%)し、社外取締役としての立場および専門・経験を踏まえた発言および経営等の助言がありました。
監査役	坂本 義次	当事業年度に開催された取締役会12回中12回に出席(出席率100%)、監査役会12回中12回に出席(出席率100%)し、社外監査役としての立場および専門・経験を踏まえた発言および助言がありました。
監査役	福田 太一	当事業年度に開催された取締役会12回中12回に出席(出席率100%)、監査役会12回中12回に出席(出席率100%)し、社外監査役としての立場および専門・経験を踏まえた発言および助言がありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	27,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,882,480	流 動 負 債	12,089,041
現金および預金	1,461,974	支払手形および買掛金	4,313,858
受取手形および売掛金	5,426,897	短期借入金	5,450,000
電子記録債権	1,943,077	1年内返済予定の長期借入金	1,586,764
有価証券	315,730	未払金	405,742
商 品	5,244,171	未払費用	59,914
そ の 他	498,462	未払法人税等	97,158
貸倒引当金	△7,832	賞与引当金	144,767
		そ の 他	30,836
固 定 資 産	16,238,102	固 定 負 債	7,995,212
有形固定資産	9,314,627	長期借入金	6,719,854
建物および構築物	2,632,523	繰延税金負債	1,078,564
機械装置および運搬具	2,093,873	退職給付に係る負債	192,293
土 地	4,476,806	長期預り保証金	4,500
そ の 他	111,424	負 債 合 計	20,084,253
無形固定資産	129,878	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	114,268	株 主 資 本	8,489,035
電話加入権	14,485	資 本 金	2,712,335
そ の 他	1,125	資 本 剰 余 金	1,724,259
投資その他の資産	6,793,596	利 益 剰 余 金	4,996,114
投資有価証券	6,408,854	自 己 株 式	△943,674
破産更生債権等	1,118	その他の包括利益累計額	2,544,297
そ の 他	384,742	その他有価証券評価差額金	2,504,280
貸倒引当金	△1,118	繰延ヘッジ損益	24,693
資 産 合 計	31,120,583	退職給付に係る調整累計額	15,323
		新株予約権	2,997
		純 資 産 合 計	11,036,329
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,120,583

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		20,477,806
売 上 原 価		15,908,444
売 上 総 利 益		4,569,362
販売費および一般管理費		4,150,289
営 業 利 益		419,073
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	46	
受 取 配 当 金	178,772	
受 取 賃 貸 料	12,531	
仕 入 割 引	83,640	
有 価 証 券 運 用 益 他	63,756	
営 業 外 費 用	14,452	353,201
支 払 利 息 他	56,951	
経 常 利 益	5,858	62,810
経 常 利 益		709,464
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,550	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	13,853	15,404
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		724,868
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	150,071	
法 人 税 等 調 整 額	42,560	192,632
当 期 純 利 益		532,236
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		532,236

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,611,481	流動負債	10,397,239
現金および預金	713,651	支払手形	262,194
受取手形	1,928,793	電子記録債権	1,178,327
電子記録債権	1,360,274	買掛金	1,808,407
売掛金	2,063,629	短期借入金	5,200,000
商用品	4,041,152	1年内返済予定の長期借入金	1,586,764
前払費用	20,317	未払金	152,674
その他の金	491,452	未払費用	44,058
貸倒引当金	△7,789	未払法人税等	38,687
固定資産	17,312,996	賞与引当金	103,335
有形固定資産	9,151,908	その他の	22,789
建物	2,542,798	固定負債	7,913,552
構築物	77,892	長期借入金	6,719,854
機械装置	2,086,342	繰延税金負債	985,188
車両運搬具	3,988	退職給付引当金	205,510
工具、器具および備品	106,944	長期預り保証金	3,000
土地	4,333,942	負債合計	18,310,791
無形固定資産	123,272	純資産の部	
商標権	1,125	株主資本	7,320,005
ソフトウェア	108,791	資本金	2,712,335
電話加入権	13,355	資本剰余金	1,724,259
投資その他の資産	8,037,816	資本準備金	1,209,520
投資有価証券	4,318,294	その他資本剰余金	514,739
関係会社株式	140,300	利益剰余金	3,827,084
関係会社出資金	7,752	その他利益剰余金	3,827,084
関係会社長期貸付金	3,410,000	圧縮記帳積立金	156,413
前払年金費用	129,211	別途積立金	1,700,000
破産更生債権等	1,088	繰越利益剰余金	1,970,670
会員の権	1,400	自己株式	△943,674
その他の	69,510	評価・換算差額等	2,290,683
貸倒引当金	△39,740	その他有価証券評価差額金	2,265,990
資産合計	27,924,478	繰延ヘッジ損益	24,693
		新株予約権	2,997
		純資産合計	9,613,686
		負債・純資産合計	27,924,478

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		14,544,995
売 上 原 価		11,214,146
売 上 総 利 益		3,330,848
販売費および一般管理費		3,268,673
営 業 利 益		62,175
営 業 外 収 益		
受取利息および受取配当金	167,547	
受取賃料	34,995	
仕入割引	45,395	
業務受託料	102,252	
その他	11,154	361,345
営 業 外 費 用		
支払利息	55,710	
その他	6,003	61,713
経 常 利 益		361,806
特 別 利 益		
関係会社株式売却益	13,853	13,853
税 引 前 当 期 純 利 益		375,660
法人税、住民税および事業税	40,832	
法人税等調整額	42,284	83,116
当 期 純 利 益		292,543

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

トルク株式会社
取締役会 御中

2022年12月12日

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承 煥 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 充 規 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トルク株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トルク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表（会計上の見積りの変更に関する注記）に記載のとおり、会社は当連結会計年度において、営業循環過程から外れた滞留棚卸資産について、収益性の低下の有無に係る判断及び簿価切下げを個別品目ごとに行う方法から、複数の棚卸資産を一括りとした単位で行う方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

トルク株式会社
取締役会 御中

2022年12月12日

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承 煥 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 充 規 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トルク株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表（会計上の見積りの変更に関する注記）に記載のとおり、会社は当事業年度において、営業循環過程から外れた滞留棚卸資産について、収益性の低下の有無に係る判断及び簿価切下げを個別品目ごとに行う方法から、複数の棚卸資産を一括りとした単位で行う方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等の意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況および監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求め協議を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年12月14日

トルク株式会社 監査役会

常勤監査役	芝田	誠	ⓐ
監査役	坂本	義次	ⓑ
監査役	福田	太一	ⓒ

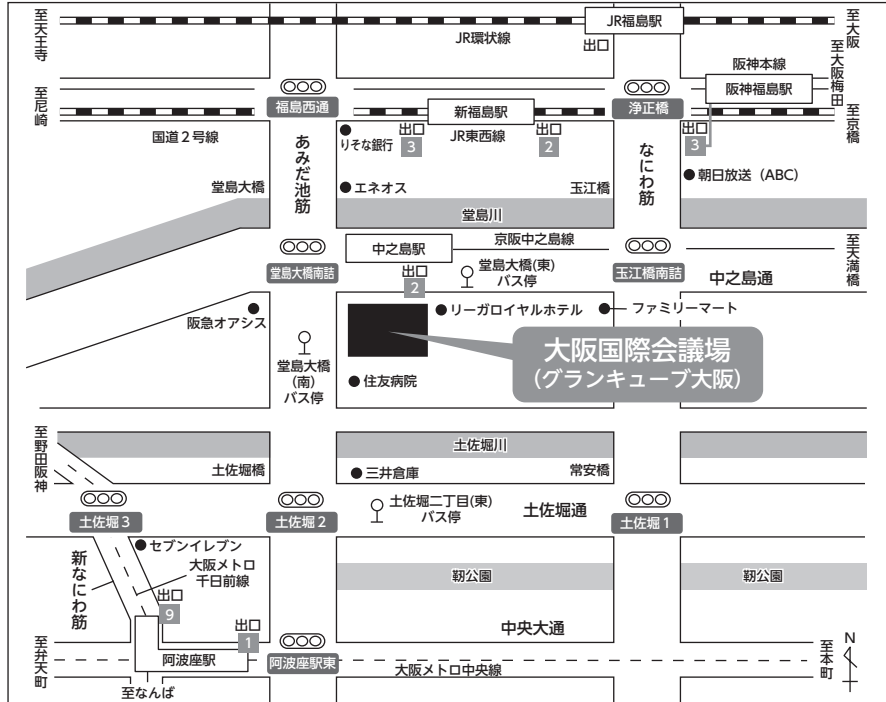
(注) 監査役坂本義次および福田太一は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階 特別会議場
 大阪市北区中之島五丁目3番51号 電話 (06) 4803-5555

株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。
 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



【京阪電車】中之島駅（2番出口）すぐ

【JR】新福島駅（2番・3番出口）から徒歩約10分、福島駅から徒歩約15分

【阪神電車】福島駅（3番出口）から徒歩約10分

【大阪メロ】阿波座駅（中央線1号出口・千日前線9号出口）から徒歩約15分

【JR大阪駅前バスターミナルから大阪シティバス】

- ・53系統（船津橋行）→「堂島大橋（東）」バス停すぐ
- ・55系統（鶴町四丁目行）→「堂島大橋（南）」バス停すぐ
- ・88系統（天保山行）→「土佐堀二丁目（東）」バス停から徒歩5分

会場には駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。